

## 地方頭人考

小林 保 夫

## (一)

「室町幕府の京都市政権獲得が警察↓治安↓土地に関する行政・裁判↓債権関係の裁判↓特定商人への課税の順序で進行していること、もっと概括すれば、(中略)、都市民支配↓土地支配↓商業支配の順序をとっていること」<sup>①</sup>は既に佐藤進一氏によって明らかにされており、更に従来京都支配の重要な役割を果たしていた使庁の職権は侍所(洛中の治安・警察・政所(都市民の権利保護)に分割継承されていくことはほぼ通説化していると言える。しかし、室町幕府が京都を支配するにあたって、侍所・政所だけでなく、「地方」という職制があったことは周知の事実でありながら、今まであまり深く追求されることは少なかったように思われる。本稿ではこの洛中の土地支配の上で見逃すことの出来ない役割を果

していたと思われる「地方」、その中心的存在である「地方頭人」を取上げる事によって、前稿に引続いて、室町幕府初期から中期に至る幕府の職制を明らかにする作業の一環としたい。

① 佐藤進一氏「室町幕府論」三七頁(岩波講座『日本歴史』中世三)

② 同 右 三八頁

③ 『武政軌範』地方沙汰篇・『武家名目抄』職名部十五・地方頭人の項でその活動については説明が加えられている。

④ 石井良助氏『中世武家不動産訴訟法の研究』、羽下徳彦氏「室町幕府侍所考」その二「初期の機能」(『中世の窓』二三号)、五味文彦氏「使庁の構成と幕府―十二〜十四世紀の洛中支配―」(『歴史学研究』三九二号)等に関係箇所を簡単に説明がなされている。

⑤ 拙稿「室町幕府の過所発給について」(名古屋大学『日本史論集』(上)所収)。「地方頭人考」はこの過所発給の研究をうけて「室町幕府職制史の基礎的考察その二」にあたるものであり、別に予定している段銭の問題、引付沙汰の問題をも含めた研究の一環をなすものである。

(二)

永徳年間にそれまで朝廷にあった洛中屋地の裁判権が幕府の手に握られ、至徳頃にはこれらの事を地方頭人が中心になって行なっていた事が羽下氏によって明らかにされている。<sup>①</sup>

確かに、羽下氏も述べられる如く、不安定なものであったといえ、永徳元年(一三八一)までは朝廷側による裁判権行使の事例が見られる。然るに幕府の側においても、康暦元年(一三七九)に二階堂行照(行元)が「地方」に就任していた事が知られ、これをもって「地方」の設置となし、以後、朝廷・使庁の有する権限を包摂しつつ、洛中屋地裁判権を幕府が全面的に行なう体制が整えられたとされてきているが、果してこの時期、即ち康暦期以前に、室町幕府において「地方」の活動はまったく見られないのであろうか。

延文三年(一三五八)十一月、藤民部入道聖祐が地方管領預状を帯びると称して山科家領の中御門以南西洞院以西の作麦地子を責取った事を訴えた。この申状を次に挙げる。

内蔵頭殿雑掌謹言上

欲早被経御 奏聞、被成 綸旨於武家、藤民部入道聖祐作称

帶地方管領預状、不及披見、押妨往古院町、責取作麦地子条、

無其謂上者、蔽密被停止彼違乱、任 綸旨、被全御管領中御門以南西洞院以西敷地事

副進

一通 綸旨案 文和五年三月十七日

右敷地者、為後鳥羽院皇居高陽院旧跡、依為往古院町、代々為朝恩面々令拝領給畢、然聞 当御代文和五年三月十七日内蔵頭殿為 朝恩御拝領当知行無相違之処、彼聖祐以当所称石河入道買得跡之闕所、号有地方管領預状、可致知行之由、相触地百姓等之間、帶彼綸旨、問答子細之処、不叙用其旨、押妨下地、責取彼地子之条、希代之所行也、統一且 朝恩之前給主、雖致非分之活却、以往古殿重院町、争称彼跡可及違乱哉、綸旨与預状对揚為之如何、加之、如武家御奏聞者、本所進止職人等、雖現不忠於彼跡者宜為 聖断云々、而諸固本所領職人等跡猶以可為聖断之由被定法之間、士卒等雖掠給之、本所訴申之時被返付畢、何況於 帝城以往之公領哉、凡依一旦押住葦之罪科、混彼跡、於被收公者、洛中公領之敷地更不可相殘者歟、本所之衰微職而由斯者乎、然早被経御 奏聞、被成 綸旨於武家、被停止聖祐非分違乱、被沙汰居雜掌於下地、全御管領、於責取地子者悉為被乱返言上如件

延文二年十一月 日<sup>⑤</sup>

(II)については周知の如く、既に鎌倉以来、「西国堺は聖断たるべし」との法があり、幕府が本所領不介入主義を取っていた事に関連するもので、殊に「洛中公領の敷地」においてはそれが更に強調されたものであり、永徳頃の公家の日記にも「京都地事公家御計也」との記事が見られる如く、京都市中は幕府が容易に介入しえない公家側の聖域であるとの認識が一般にみられたことを物語っている。しかし、注目すべきは(1)において、藤民部入道聖祐が「地方管領預状」をその知行正当化の根拠として挙げており、更にその土地が石河入道買得跡の闕所としてしていることである。この相論はつきつめたところ、闕所地処分権をめぐる争いであり、この土地が「本所職人跡」であるとの山科家の主張が通るのであるが、当時(延文頃)では、洛中の闕所地処分を「地方管領預状」で行なっていた事が知られる。この「地方管領預状」がどのようなものであり、又、これがどのような手続きでもって発給されたかは、これ以上説明を加えられないが、武家側の洛中屋地に対する姿勢を示す好事例を次に述べてみる。

暦応五年(一三四二)三月、高辻東院敷地について提起された東寺雑掌の訴を受け、「庁宣并申状具書」に対し提出された二階堂道本請文に「云点定本主、云借用之奉行、現在之上者、雑掌有所存者、於武家可返給之旨可申」との主張が見られ、羽下氏によ

れば「武家の輩の知行に帰した屋地は幕府の裁判権に属するとの主張が既に存したと見られ、(中略)、幕府の屋地裁判権の掌握に一つの根拠を与えるものであった。」とされている。この事は前述の山科家雑掌の主張する「諸国本所領職人等跡猶以可為聖断」の主張と表裏をなすものであり、洛中屋地の闕所地処分権に關して幕府が介入するそのあり方をも示していると言える。(但し、それが確固たるものではなかった事は前述の山科家雑掌の主張に基いて論旨が出され、それによって山科家の知行に帰した事知られる。しかし、一般的傾向としてほほ妥当な考え方であると思われる。)

今一つこの請文で注目されるべき点を挙げると、

抑彼屋者、佐々木備中入道侍所管領之時、令点定之、居住之刻死去之間、子息同五郎左衛門尉相統之処、道本無居所之由、於武家就敷申之、為信濃入道行弥奉行、被借用彼屋渡給之、

これによって、洛中屋地を侍所が点定し、二階堂行弥が奉行として、道本に借与えた事が知られる。二階堂行弥が預状と言えるようなものを出したかどうかは不明だが、「地方管領預状」とは或いはこのような時に出されたものではなかったであろうか。時代は下るが、永享三年(一四三一)、室町殿新造に際して、大名近習宿所地の決定について、当時地方頭人であった摂津満親が関与

していた事実<sup>⑩</sup>が知られる。これをもって、暦応期まで遡及させる事は聊か乱暴なきらいがあるが、しかし、地方頭人の職務がどのあたりからきたかを示しているとは思ふ。

「地方管領」については延文三年より早い正平七年に中条備前守<sup>（秀長）</sup>がいた事が知られる。建仁寺が塔頭料所として宮辻子路次を塞いだ事により、建仁寺と祇園社との間で争いが起った時、建仁寺が幕府に訴えたとの事を聞き、祇園社が佐々木道誉、次いで地方管領中条備前守<sup>（秀長）</sup>にその実否を確かめている。この時期、このような洛中の訴訟は検非違使の管轄であつたと思われるが、地方管領に対して提起されている事は既に地方管領が洛中裁判権に一定程度関与したのであるうか。しかし、建仁寺よりの訴えはなく、その為地方管領の活動もこれ以上説明をなしうるものは見られな

い。いづれにせよ「地方」の活動は正平七年（一二三二）以前には始まつており、その当初は後に見られる「地方頭人」とは異なる「地方管領」の名称が用いられており、その主要な役割は武家の輩に対する洛中屋地（田島）の闕所地給付にあつたと考えられる。このような活動は或いは暦応頃から既に始まつていたと考えられるが、それはまだ「地方」と呼ばれる事がなかつたのであろうか。その後、使庁の衰退、室町幕府のこれらの機能・権限の吸収が、

「地方」の機能の拡大をもたらし、永徳―至徳年間（一三八一―一三八七）には、洛中の屋地裁判権をほぼ手中に握るところとなつたと思われる。

又、「地方」（地方頭人）の職務としては、(i)屋地の裁判、(ii)大名近習宿所地の決定以外には、(iii)紛失証文の安堵<sup>⑪</sup>とか、(iv)寛正五年（一四六四）、大悲心院敷地に建てられた川端散所法師等の家屋について地方頭人撰津之親が現状回復（即ち取壊し）を命じている事に知られるように、幕府が認可した以外に建てられた寺領内の建造物の取締り<sup>⑫</sup>が見られる。更に述べるまでもない事ではあるが、徳政等によつて生じた洛中土地の返却等に関する相輪は「地方」の管轄ではなく、政所の管轄であつた。<sup>⑬</sup>

地方頭人（地方管領）としては、正平頃に中条備前守、<sup>（秀長）</sup>康暦―明德頃に二階堂行元（法名行照）<sup>⑭</sup>がみられ、<sup>⑮</sup>応永以降は撰津氏が代々その職を継承している。<sup>⑯</sup>撰津氏の地方頭人は撰津能秀から始まり、<sup>⑰</sup>応仁の乱後撰津政親を経て、撰津元造<sup>⑱</sup>までが確認出来る。

① 羽下氏前掲論文

② 永徳元 五・廿三 諸官評定文案（八坂神社文書下）一三二九号

同年月日 別当宣案（同右）一三九〇号

同年月日 左衛門大尉某施行状案（同右）一三九一号

同年月日 使庁下文（金蓮寺文書）

③ 「花宮三代記」

④ 五味氏前掲論文

⑤ 内閣文庫所蔵「山科家古文書下」延文三・十一山科家雜筆申状、なおこの史料は網野善彦氏の御教示を頂いた。

⑥ 「後愚昧記」永徳元・八・十二条

⑦ 延文四・四・廿八 後光厳天皇繪旨（山科家古文書四）

⑧ 「東寺百合文書せ」武家御教書并遣一ノ廿八

⑨ 注①に同じ

⑩ 「満濟准后日記」永享三・八・十三条

⑪ 「祇園執行日記」正平七・二・廿三条（『大日本史料』六ノ一六九四頁）中条備前守については佐藤氏「室町幕府開創期の官制体系」（『中世の法と國家』）四九七頁参照。

⑫ 応永三・十・九 地方頭人撰津能秀下知状（『東寺百合文書エノ九』、『大日本史料』七ノ二）

⑬ 寛正五年廿一口方評定引付（『東寺百合文書ち』、『大日本古文書』）

⑭ 「康富記」康正元・十一・廿二ノ廿九条

⑮ 注⑤並びに明德二・四・廿九沙弥某奉書（『前田家所蔵文書 古蹟文徴』）なお、これには「地奉行二階堂山城殿奉書」との押紙があり、花押は「八坂神社文書」（京大影写本）にある延文二・二・十三付の奉書の署判者行元と同一である。行照は行元と同じ人物と考えてよいと思う。

更に「陸涼軒日録」寛正五・九・廿六条に「撰津守為地奉行」と見られるように「地奉行」が地方頭人を指して使用される場合がある。

二階堂行照（行元）の「地奉行」も単なる奉行人でなく、地方頭人と同様であったと思われる。但し頭人の呼称は撰津能秀から用いられたのではなからうか。「尊卑分脈」では撰津能秀に「地方頭始」と注記されており、これを撰津氏における地方頭人就任の始と解する事も出来るが、神宮頭人や、評定衆中特に他の奉行人と区別して、撰津・波

多野・問注所（町野・太田）等が重職に就く家柄として、頭人を独占する、従来の引付頭人・侍所頭人（なお侍所も四職として赤松・山名・京極・一色の四氏に固定化される）とは異なる頭人制がほぼ応永の初め頃に成立してくる（百瀬今朝雄氏の研究によれば「神宮方」（神宮頭人）は遅くとも応永三年には成立している。同氏「段錢考」宝月氏還曆記念『日本社会経済史研究中世篇』所収）、その一端として、地方頭人の呼称は撰津能秀より用いられたものと解したい。

⑯ 「武家名目抄」では「初めの程は定まれる家もなかりしが鹿苑院殿の頃撰津能秀地方頭人に補せられしよりこのかた彼家の業となりて又他家の人を補せらるることは絶えたりしなり」とあり、「武政軌範」では、「頭人事、撰津、波多野等、評定衆中被補之、見于代々之番文乎」とある。しかし、今のところ応永以後で撰津氏以外の地方頭人を見ないので、一まず「武家名目抄」の説を妥当なものと考ええる。「武政軌範」の頭人は前述した（注⑯）評定衆中の頭人を「地方」にのみ限定してしまったのではあるまいか。他に神宮頭人も見られ、これには撰津氏以外、問注所（町野・太田）氏の就任が知られる。（神宮頭人については別稿を予定している。）「地方」とか「神宮方」とかの幕府の重職には特に評定衆中頭人に任せられるべき家柄の者が登用された。問注所（これがどの程度機能していたか疑問が残るとはいえ）、に町野・太田氏に不都合があった為、撰津氏が問注所代として就任した例がある。（『康富記』嘉吉二・八・廿二条）いずれも幕府の重職がこれら頭人を出す家柄に独占されていた事を示している。

⑰ 撰津能秀の発給した文書としては注⑯参照。又、注⑯で述べた「尊卑分脈」でも確認出来る。

⑱ （年欠）二・廿七 撰津政親書状（『東寺百合文書リ』二三三三号）

これは文言中に「去延徳武年十二月廿七日奉書」とあり、延徳二年以後に出された事が知られ、応仁・文明の乱以後もその活動が行なわ

れていた事が明らかである。

⑬ 内閣文庫所蔵「大永四年日次記」(「御作事方日記」) 大永五・四・廿条、今谷明氏の御教示による。なお、今谷氏は「地方頭人」の権限であった町屋在家の処分が天文頭には管領府によって継承・執行されている」と述べられている。(「細川・三好体制研究序説」『史林』五六ノ五)

(三)

「地方」における手続きは「武政軌範」に概略記されているが、更にそれをもとに具体的事例を併せて考えてみたい。

「武政軌範」によれば、まず地方頭人に訴えが提起され、折紙で賦が地方寄人(これは洛中地奉行とも呼ばれている)に付せられる。

その具体例として(これは既に石井良助氏が紹介されている)、嘉吉二年(一四四二)、冷泉院町長町小倉大納言入道押領分に關する相論において「以目安申賦、即出銘之間、取之付飯尾美濃守貞元了、廳而可出召文云々」の記事<sup>①</sup>が見られ、ほぼ前述の「武政軌範」の如く行なわれており、これが原則であったと思われる。

しかし、訴訟が管領から頭人を経ずに地方寄人に直接持込まれている場合も見られる。

応永十一年(一四〇四)五月、東寺と山科家との間で争われた

淳和院領水田についての相論では「自管領、事子細可尋寺家之由、被仰出之由、奉行治部四郎左衛門<sup>洛中地</sup>善行<sup>召</sup>寺家之雜掌申」したので、東寺は目安を認めて急ぎ彼奉行方に付す様に取計らった。<sup>②</sup>この例では地方頭人が訴えを受理していたのか、或は引付沙汰の場合と同様管領が受理したかは不明であるが、前に挙げた嘉吉二年の例とは異なり、管領から地方寄人に命ぜられていることは、地方沙汰がまったく頭人—寄人による独立的な機関でなかった事を示している。

管領から口入のような形で地方頭人に持込まれている事例としては、文安五年(一四四八)十月日付の土御門少将家雜掌申状案の奥書に「此敷地事、桃井欲申給云々、仍管二位、令申武家大<sup>京右</sup>方殿、又以増井左京兆、示管領<sup>京太夫</sup>仍、下知地奉行之津方了」<sup>③</sup>が見られる。

次いで内談にかけられたのであるが、「武政軌範」に「其次第、与引付内談、聊無相違」と見られるようにほぼ引付沙汰と同様であった事が知られ、前に掲げた嘉吉二年の例では三度にわたって相手方に召文が出されている。これらの事から「地方頭人」から賦が回ってきた奉行が中心になって訴訟を扱い、地方内談の席上で一通りの審理が行なわれたものと思われる。

しかし、この内談だけで直ちに裁決が下されたのであろうか。

永享四年（一四三二）三月の織部司町地をめぐる相論ではその裁決の決定を「仰地方頭人可被成下奉書」との命令が出されている。<sup>④</sup>更に長祿四年（一四六〇）から寛正六年（一四六五）にかけて争われた本能寺敷地四丁町（六角以南四條坊門以北櫛司以東大宮以西）相論は次のような経過をたどっている。<sup>⑤</sup>長祿四年三月廿七日に伊勢貞親の口入を以て斎藤種基・清貞秀の両奉行によって上聞に達し、「理運に就くべし」との内意を得て召文を出した。

その後、六カ年の歳月を経て、相手方の西坊城家からも四度にわたって支状が出された。その間、西坊城家は伊勢備前守を介して、摂津之親に対して種々の計略をしたが功を奏しなかった。そして寛正六年七月十七日殿中に於て対決の結果、本能寺の勝訴となり、同日に摂津之親より「書下」が出されている。以上の事例で知られるように、地方内談だけでは完結せずに、御前沙汰に付せられている事が明らかである。地方に提起された訴えの全てが御前沙汰を経たかどうか、或いは何時頃から御前沙汰に付せられるようになったかは今のところ明らかではない。（御前沙汰については後に改めて触れる。）

次にこのような裁決の結果がどのような形式の文書でもって伝えられたかを述べる。

「武政軌範」によれば、奉書は「頭人寄人連署也、而近年以頭

人之一判成遣之、背旧規乎、且可謂右筆之越度歟、雖然近日被載一判事、為多分之例哉」とあり、頭人寄人連署から、頭人一判への傾向にあった事を示している。事実、頭人寄人連署は今のところ、「御前落居奉書」に載せられている二例しか見るを得ず、頭人一判は明徳二年（一三九一）から寛正六年（一四六五）にわたって四例を見る。<sup>⑦</sup>

更に、これ以外に管領奉書、奉行人連署奉書でも出されている。まず管領奉書の場合であるが、最初は「地方」に差出されて次のような地方頭人の挙状によって安堵の手續きに回されて、幕府の安堵御教書が出されたと考えられる。<sup>⑧</sup>

当寺敷地六角以南四條

坊門以北櫛司以東大宮

以西四丁町相伝証文披

見了以御安堵事可申沙

汰候也恐惶謹言

九月四日 満親（花押）

本能寺方丈

宝徳四年（一四五二）五月十三日付幕府下知状（管領畠山持國署判）の申請の為に出示された土御門宗瑞（定長）寄進状・敷地指図・敷地相伝系図の三通の文書の紙継目裏毎に、地方頭人撰津満

親の花押があり、又第一紙と第二紙の紙継目裏には、「津殿裏封」  
との押紙が見られる事実は「地方」安堵の手続きに地方頭人が関  
与したそのあり方を示している。

次に奉行人奉書について述べてみよう。

(A)六角大宮非人以下風呂敷地

東西拾参丈 但野畠分 当寺敷地参貫事  
南北拾五丈 参官拾五丈

以冷泉富小路西頼朝日因幡

入道本宅地内南寄口八丈 為彼地  
三尺奥拾丈

子相当替所被付本能寺也

早任丈敷之旨可被打渡当寺

之由候也仍執達如件

永享十

十一月二日 貞連 (花押)

為行 (花押)

赤松大膳大夫入道殿

六角大宮非人以下風呂

敷地替事以冷泉富小路

西頼朝日因幡入道本宅

地内被付当寺候而奉行

奉書旨可令存知候恐々

謹言

十一月十日

(附箋)  
津のかみ 満親 (花押)

本能寺

(B)持明院新宮敷地事

可被打渡賀茂片岡

祝益久代由所被仰

下也仍執達如件

享徳二年十二月十九日 沙 弥

美濃守

撰津掃部頭殿

持明院新宮敷地事官守

不及地子并剩地類成敗云々甚

不可然早任去嘉吉十二廿四御教

書旨嚴密加催促於灯油料

沙汰至境内敷地以下者可被

領知之由所被仰下也仍執達如件

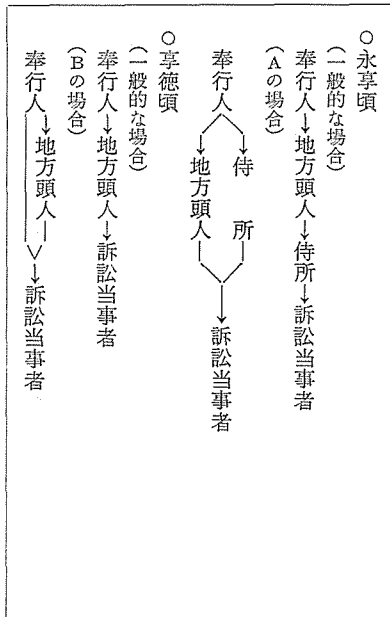
享徳二年十二月十九日

(飯尾貞連)  
沙 弥 (花押)

(飯尾貞元)  
美濃守 (花押)



(A)では当該地の打渡しを命ずる旨侍所頭人に充てた奉行人奉書と地方頭人の添状が本能寺に充てて出されているが、(B)では当該地の打渡しを命ずる旨地方頭人充と、賀茂片岡祝充と二通の奉行人奉書で出されている事に注目したい。前に述べた頭人一判奉書・頭人寄人連署奉書も永享頃まではその充所が侍所頭人であり、長祿頃のものになると訴訟当事者に充てられている。この事は図で示すと次のようになる。



(B)の場合では、(A)において地方頭人が行っていた機能を奉行人が行なう反面、(A)で侍所が行なっていた機能を地方頭人が行な

っている事に注目したい。享徳以降にも地方頭人一判奉書が見られるから、必ずしも地方頭人の機能が全て奉行人に移行したとは言えないが、奉行人奉書が以前に比べてその用途の拡大をみた事は確かである。

以上奉書について述べてきたが、それ以外に下知状が出されている。

僧兼珍申、七条坊門西洞院

東南頰地口東西七丈五尺  
奥南北七丈五尺事、去年二永

四月廿九日炎上之時、彼地分

紛失云々、然而相伝当知行之旨

証人分明之上者、向後不可有

相違之由、所被仰下也、仍下

知如件

応永三年十月九日

掃部頭(俱津能秀)藤原朝臣在判

今一例しか見出すことが出来ないで、断定することは避けたいが、恐らく、紛失証文の証明が下知状で行なわれたものと思われる。この事は洛中の屋地裁判権だけでなく、従来検非違使の持っていた洛中支配権の殆んどが幕府の手に帰した事を物語っている。

① 石井良助氏前掲書

「康富記」嘉吉二・十一・十九、同廿八、十二・五条

- ② 応永十一年廿一口方評定引付 五・三十条「東寺百合文書」『大日本史料』七ノ六
  - ③ 文安五・十、土御門少将家雜蒙申状案 (『大徳寺文書』十ノ二六五) ○『大日本古文書』
  - ④ 「御前落居記録」(東大影写本)
  - ⑤ 「本能寺文書乾」(京大影写本) 所収の「当寺敷地永代買得相伝之次第事書」の記すところによる。
  - ⑥ 永享三・八・十八 侍所頭人赤松滿祐充  
永享四・十・十一 幕府奉行入連馨奉書  
明徳二・四・廿九 侍所頭人赤松義則充
  - ⑦ 二階堂行元奉書 (前田家所蔵文書古蹟文徴)  
○永享四・十一・八 侍所頭人一色義貫充  
撰津満親奉書 (御前落居奉書)
  - 長祿三・十一・九 当社 (宝寿院) 執行御房充  
撰津之親奉書 (八坂神社文書下ノ一四〇三号)
  - 寛正六・七・廿六 当寺 (本能寺) 住持充撰津之親奉書  
(『本能寺文書乾』)
  - ⑧ 注④の「当寺敷地永代買得相伝之次第事書」によれば宝徳二年に安堵の御教書が出されている事が知られ、年欠文書ではあるが、宝徳二年に出されたものと考えられる。
  - ⑨ 大徳寺文書四ノ一五四二『大日本古文書』
  - ⑩ 「本能寺文書乾」
  - ⑪ 馬場義一氏所蔵文書 (この文書の所在については須磨千頼氏の御教示を頂いた。) なお京大謄写本大谷仁兵衛氏所蔵賀茂社領文書にも収録されている。(今谷明氏の御教示による。)
- 撰津掃部頭充奉行入連馨奉書は他に寛正六・八・晦付の「山科家古文書下」に所収されているものがある。

⑬ 「東寺百合文書エノ九」(『大日本史料』七ノ二) 紛失証明の発行が、南北朝期検非違使の管轄であった事は既に佐藤氏が述べられている。(前掲「室町幕府論」)

地方頭人の下知状は他に一例あり、それを次に示してみる。

僧等孤申去正長元年十月日料足捌拾貫文預置四条室町糸屋喜阿内於伍拾貫文者借遣等持院周越副寺訖發喜阿預狀并周越副寺借書一通三十貫都合參通令紛失云々 雖然云借錢云殘參拾貫文預料足共以令承伏出狀上者等孤可令進退之矣不可有相違之旨所被仰下也仍下如物件  
永享四年十二月十九日  
(撰津満親)

掃部頭藤原朝臣

内容は明らかに雑務沙汰に関するものであり、前に掲げたものと共通する点は紛失証文である事にある。浴中における紛失証文の発給は雑務沙汰と云えども地方頭人の仕事であったのであろうか、或いは別の職務でたまたま地方頭人であった撰津氏が行なったものであろうか。これらの点は後日の課題としたい。

(四)

いささか冗慢な叙述になったかも知れないが、管見の史料で地方(地方頭人)について述べてきた。最後に今後の課題を述べてこの拙ない小稿を終えたい。

もともと御前沙汰は「武政軌範」に「至安堵御判、勳功賞、官仕勞等類者、為御前御沙汰乎」と見られるようにその取扱うものが限定されていたところが、恐らく、永和頃までの引付頭人奉書

の消滅と共に引付沙汰が殆んど御前沙汰に付されるといった拡大の傾向をみたのであろう。(なお、「管領制」の成立は一般には貞治元年(一一三六二)とされるが、<sup>①</sup>実質的には引付頭人奉書が消滅する康暦頃とみるのが妥当ではなからうか。貞治元年の「斯波氏の就任を転機として、幕府は執事の地位・権限を強化して幕府の支配機構を一元化する方向に大きく一步をふみ出した」<sup>②</sup>事は否定しえないが、貞治―永和年間にも引付頭人奉書が出されており、引付頭人奉者と執事奉書によって管領奉書が成立したと考えられるならばなおさらその成立は貞治よりも康暦頃と考えるべきであると思われる。)

羽下氏は侍所による検断沙汰が侍所で完結したと考える事を疑問視され、<sup>④</sup>これを御前沙汰一般との関係に於ても検討されねばならない事を指摘されている。<sup>⑤</sup>前述した通り地方沙汰についてもやはり同様の事が言えるように思われる。とするならば従来引付沙汰に限定して論じられてきた御前沙汰は改めて考えなおす必要があるように思われる。佐藤氏は「管領制は、……統治権の側面での將軍親裁権の伸長を阻んで、將軍に対して相対的独立を保ってきた裁判諸機関を抑圧もしくは無力化する過程を通して生まれたものである点も注目しなければならぬ」<sup>⑥</sup>と述べられているが、あまりにも管領というものを過大視されすぎてはいないだろうか。

管領の地位が強化されていく傾向にあった事に異議をさしはさむわけではないが、引付沙汰の窓口が管領である一方、検断沙汰や地方沙汰ではそれぞれ侍所頭人、地方頭人が窓口であり、更にいづれもが最終的に御前沙汰に付されるといった將軍親裁権は依然確保されているそのあり方こそ問題にしなければならぬのではなからうか。又、それは評定衆中の中に頭人という重職に就く家柄を設けた事とも関連して来る。これらは明らかに管領制とだけ一義的に規定しえない、むしろ管領―頭人制といったような体制の成立を示してはいないであろうか。そこではこれら頭人集団が管領の独走をチェックし、將軍の意志を強力に導入しうる役割を果す事が期待されたであろう。このような將軍專制を一定程度保障しうるあり方は義満の段階で既に確立していたものと思われる。これまでの研究では、義教の專制化をあまりに強調しすぎてきたぐらいがあると思われるが、この將軍專制化の問題は決して義教の代にのみ特徴的に見られるものではなく、義満・義教・義政の各時代、それぞれの質を異にしてみられるものであり、今後はその各々の段階での將軍のあり方を具体的にみていく中で、更にその專制化の質の違い(即ち室町幕府の展開の様相)を明らかにすることこそが室町幕府論の新しい課題であると思われる。

① 佐藤氏前掲「室町幕府論」

② 佐藤氏 中公『日本の歴史9、南北朝の動乱』

③ 佐藤氏「古文書学入門」

④ 羽下氏「室町幕府侍所考―その初期の構成」(『白山史学』一〇号)

注③・④該当箇所

⑤ 羽下氏「室町幕府侍所考―その二」むすび(『中世の窓』一三号)

注①参照

〔追記〕

本稿作成にあたって佐藤進一、網野善彦両先生に多くの御教示を頂き、又、須磨千顕・今谷明氏には種々の史料の所在その他について御教示頂いた。ここにその謝意を表したい。

〔補〕

鎌倉時代に「地奉行」「保検断奉行」が鎌倉に設けられた事が、

「武家名目抄」或いは『鎌倉市史』（高柳光寿氏執筆該当箇所）によって知られる。これらが室町幕府のそれとまったく関係なしとは言えないが、洛中においては鎌倉―南北朝期検非違使が行なっていた、その職の継承といった性格が強いので、鎌倉時代の「地奉行」「保検断奉行」については本稿では触れなかった。

更に洛中で徴収された土地課税としての地口役については、別稿で予定している段銭の問題のところと触れるつもりである。結論だけを言えば「地口役」については地方（地方頭人）の直接的な関わりはなかったと言えるであろう。以上一言蛇足ながら述べておく。